

福井市旭地区社会福祉協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、「旭地区社会福祉協議会」という。

(事 務 所)

第2条 この会は、事務所を「旭公民館」内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、当地区住民がより健康で文化的な楽しい生活をおくれるように、地域全体の福祉を増進し、明るく豊かな地区づくりに努力することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 当地区の、福祉に関する総合的計画作成と各事業の執行
- (2) 当地区の、福祉活動に対する住民の理解と関心を高めるための啓発活動
- (3) 当地区内各種団体との連絡調整
- (4) その他の必要な事業

(会 員)

第5条 この会の会員は、旭地区内の住民で、この会の目的に賛同したものとする。

(会 費)

第6条 この会の会員は、総会の定めるところにより会費を納入しなければならない。

(役 員)

第7条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 常任理事 若干名（正副事務局長・会計・ブロック長を含む）
 - (4) 理事 若干名
 - (5) 監事 2名
- ◎ 会長、副会長は総会において推薦する
- ◎ 理事・常任理事・監事・正副事務局長・会計は、会長が推薦し総会の承認を受けて委嘱する
- （細則の定めるところにより、委嘱状を交付する）
- ◎ 役員選考の手順については、別に定めた細則に従うものとする

(福祉委員)

第8条 旭地区内各自治会長より推薦を受け、会長がこれを委嘱する。また、その福祉

委員の中から別に定められた小地域ごとに「ブロック長」を委嘱する。(細則の定めるところにより、委嘱状を交付する)

(役 割)

第9条 この会の役員の役割は次のとおりとする

- (会 長) その会を代表し、会務を統括する
- (副 会 長) 会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その役割を代理する。会長が欠けた場合はその役割を行う
- (常任理事) 常任理事会を構成し、会の事業を執行する
- (理 事) 総会に出席し、議題の審議にあたる
- (監 事) この会の事業の執行状況と経理を監査する
- (福祉委員) この会の事業の執行に協力する
- (ブロック長) 担当小地域の福祉委員との連絡調整にあたる

(任 期)

第10条 この会の役員の任期は2年とする ただし、再任を妨げない 補欠または増員により就任した役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする

(顧 問)

第11条 この会に、顧問若干名をおくことができる

- ◎ 顧問は、総会の議決を経て、会長が委嘱する
- ◎ 顧問は、会長の諮問に応じる

(会 議)

第12条 この会は、総会・臨時総会・常任理事会および三役会をもち、各会の構成は次のとおりとする。

- (1) 総 会 役員 旭地区内の各自治会長
- (2) 臨 時 総 会 役員 福祉委員
- (3) 常任理事会 正副会長 常任理事
- (4) 三 役 会 正副会長 事務局 会計 会長が出席を要請したもの

(会議の役割)

第13条 前条の各会議の審議・議決事項は次のとおりとする。

- (1) 総会・臨時総会 この会の最高議決機関とする
- (2) 常任理事会 ○ 総会に付議すべき事項の事前審議
○ 通常の事業執行に関する事項の審議

- (3) 三 役 会 ○ 常任理事会に付議すべき事項の事前審議
 ○ 軽微な事項の審議と執行（内容により、常任理事会の
 事後承認を得る）

（会議の招集・議長）

第 14 条 第 12 条の各会は、会長が召集し、その議長をつとめる 議事は出席者の過半数の賛成で可決される

- (1) 総 会 毎年、年度初めに招集する
- (2) 臨時総会 会長が必要と認めたとき、あるいは役員・福祉委員の 3 分の 1 以上から請求があったとき召集する
- (3) 常任理事会 会長が必要と認めたとき、あるいは常任理事の 3 分の 1 以上から請求があったとき召集する
- (4) 三 役 会 会長が必要と認めたとき、あるいは複数の構成員から請求があったとき召集する

（専門部会・委員会など）

第 15 条 この会は、事業のより潤滑で実のある執行を期するため、別に定める専門部会・委員会などおく

（会 計）

第 16 条 この会の経費は、会費・補助金および寄付金をもってこれに充てる

- (1) 会計年度 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる
- (2) 監 査 毎年、総会の前に監事の監査を受け、総会でその報告を得るものとする

（慶弔規定）

第 17 条 この会の役員、または特に貢献実績があったものに慶弔があった場合は、三役会で協議の上処理する

附 則

この会則は、昭和 38 年 4 月 1 日より施行する

平成 3 年 4 月 1 日改正

平成 7 年 4 月 1 日改正

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

福井市旭地区社会福祉協議会会則・細則

1. 「役員」・「福祉委員」に対する「委嘱状」の交付について

ア 「民生児童委員」の当会への「役員」委嘱について

当「旭地区社協」と当地区内の「民生児童委員」は、その活動内容の性格上密接な連絡と協力を行う必要があるため、その就任と同時に当会の「常任理事」に委嘱する

イ 新たに委嘱した「役員」には、会長名で「委嘱状」を交付する

ウ 委嘱期間

- 通常の場合、原則として4月1日より2年間とする
- 補欠・増員・交代などにより就任した「役員」は、前任者または現任者の残任期間とする
- 「民生児童委員」が交代した場合、期日を12月1日からと、4ヵ月前倒しして委嘱する（同じく「ボランティア保険」も4ヵ月前倒しで、当会でかける）

エ 「福祉委員」の委嘱状交付式について

- 福井市社協から交付される「委嘱状」をもってこれに充てる
- 各「ブロック長」には、「常任理事」兼任を依頼する意味で、別に会長名で「委嘱状」を交付する

2. 「役員」選考について

ア 「選考委員会」

- 事務局長が委員長を務める
- 構成員は「三役会」の役員（会長・副会長を除く）・委員長が委嘱したものとする（若干名）

イ 選考の手順

- 「選考委員会」は「役員」の任期切れの3ヶ月前から候補者の選任を開始し、その内諾を得る
- 「役員」の任期末の「常任理事会」で、その選考結果について予備承認を受け、新年度の「総会」で正式に承認を受ける
- 「選考委員会」は、新「役員」が決定した時点で解散する

3. 「専門部会」・「委員会」について

当会には、別表の「専門部会」・「委員会」をおき、それぞれ定められた活動を行う。

「委員」・「推進員」の選考と委嘱はそれぞれの会で行う

旭地区社会福祉協議会の組織および業務分担

